

子ども・若者の意見表明機会の確保に向けた取組について

こども
まんなか

こども基本法には、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられるとともに、国や地方自治体がこども施策にこども・若者などの意見を反映する措置を講ずることが義務付けられています。

本市においても、子ども施策(次期計画)にこども・若者等の意見を反映するため、意見表明機会の確保に向けた取組を実施します。

子ども・若者の意見表明機会の確保に向けた取組について

(1) こどもまんなかアンケート調査

- | | | |
|---|------|---|
| ① | 目 的 | 中学生の意見を聴取し、
こども計画に反映させる。 |
| ② | 対 象 | 中学2年生（全員） |
| ③ | 調査期間 | 4月19日～4月26日 |
| ④ | 聴取内容 | 「あなたが、将来暮らして
みたいと思う未来のいわき市の
姿を、思いつくまま、ご自由
にお書きください。」 |

中学2年生本人用

いわき市 こどもまんなかアンケート調査

－ いわきの将来を担う子どもたちのために －

▼▼ ご回答にあたってのお願い ▼▼

- このアンケートを受け取った生徒自身がお答えください。
- 回答は、当てはまる回答の数字に○印をつけてください。質問によって○をつける数が異なりますので、注意書きに沿ってご記入ください。
- 答えに迷う場合には、あなたの気持ちや考え方にできるだけ近いものに○をつけてください。
- テストではありませんので、思ったとおりに答えてください。
- ご記入いただいたアンケートは、アンケートが入っていた封筒に戻し、封をして、**令和6年4月26日（金）**までに、担任の先生に提出してください。
- なお、アンケート用紙や封筒に、あなたのお名前や住所を記入する必要はありません。回答内容が誰のものか特定されることは一切ありません。

本調査への質問または不明な点がございましたら、下記までお問合せください。



いわき市役所 こどもみらい部こどもみらい課
住所：〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地
電 話：0246-22-7483



子ども・若者の意見表明機会の確保に向けた取組について

(2) 放課後児童クラブにおける市長との意見交換会

- | | | |
|---|-------|---|
| ① | 目 的 | 小学生が普段感じていることを聴きながら市長と意見交換を実施することで、今後の子ども施策に反映するとともに、庁内外に向けて子どもの意見聴取に係る周知を図る。 |
| ② | 対 象 | 放課後児童クラブを利用する小学生 |
| ③ | 開 催 日 | 8 月 |
| ④ | 実施方法 | 市長との意見交換（対面） |
| ⑤ | 聴取内容 | （例）学校・家庭の「あるある」「なんでやねん」／ 親・先生・友達・地域の人にしてもらって嬉しかったこと |

子ども・若者の意見表明機会の確保に向けた取組について

(3) 生徒会サミットにおける子どもの意見聴取

- ① 目的 中学生の意見を聴取し、こども計画に反映させる。
- ② 対象 中学校の生徒会役員等
- ③ 実施期間 10月～11月
- ④ 実施方法 対面での意見交換
- ⑤ 聴取内容

(参考：令和5年度WSの様子)

(例) 私が市長になったら、子どものために○○します！！
・皆が考える「こどもまんなか社会」とは??



子ども・若者の意見表明機会の確保に向けた取組について

(4) オンライン意見箱

- ① 目的 高校生等広く意見を聴取し、こども計画及び今後の子ども施策に反映させる。
- ② 対象 高校生・大学生等
- ③ 調査期間 6月～3月頃
- ④ 実施方法 WEBシステム上で意見聴取コーナーを設置し、意見を募集
- ⑤ 聴取内容
 - (例) あなたが思う「子ども・若者にやさしいまち」は、どんなまちですか？
 - ・「こどもまんなか社会」を実現するには、どうすればいいと思いますか？

子ども・若者の意見表明機会の確保に向けた取組について

(5) 高等教育機関と連携した若者の意見聴取

① 目 的 若者（学生）の意見を聴取し、
こども計画に反映させる。

② 対 象 いわき短期大学の学生

③ 実施方法 対面の意見交換

④ 聴取内容

（例）安心して子育てでき、子どもが健やかに成長できるまち
にするためには？

- ・ 幼稚園教諭や保育士になりたいと思ったのは、なぜですか？
- ・ あなたが働きたいと思うのは、どんな幼稚園・保育所ですか？